

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和2年12月9日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前11時26分

出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 敦宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	宮本 皓一君
副町長	高橋 保明君
副町長	滝沢 一美君
教育長	岩崎 秀一君
総務課長	林 紀夫君
企画課長	原 田徳仁君
福祉課長	杉 本良君
健康づくり課長	遠藤 博生君
生活環境課長	黒澤 真也君
産業振興課長	坂 本広君
参事官兼都市整備課長	竹原 信也君
教育総務課長	飯塚 裕之君
企画課主幹兼課長補佐	栗林 政和君
総務課主幹兼課長補佐	猪狩 直恵君

福祉課課長補佐	松	本	真	樹	君
生活環境課課長 補佐兼原子力 事故対策係長	大	館	衆	司	君
産業振興課 課長補佐	大	森	研	一	君
産業振興課 商工観光係長	若	松	津	美	君
総務課総務係長	阿	部	祥	久	君

職務のための出席者

議会事務局長	小	林	元	一
議会事務係長	猪	狩	英	伸
議会事務局 庶務係主任	杉	本	亜	季

説明のため出席した者

【1. 除染・解体工事の状況及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物処分事業の状況について】

環境省福島地方 環境事務所次長	庄	子	真	憲	君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部環境 再生課課長	須	賀	義	徳	君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部環境再生 課専門官	篠	崎	さえか		君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部環境再生 課専門官	新	村		靖	君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部放射能汚 染廃棄物対策課 廃棄物処理施設 運用管理室室長	嶋	田		章	君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部放射能汚
染廃棄物対策課
特定廃棄物埋立
処分施設管理
事務所所長

大 友 宏 君

環境省福島地方
環境事務所中間
貯蔵部輸送課
課長

二 井 幸 徳 君

環境省福島地方
環境事務所中間
貯蔵部輸送課
専 門 官

矢 吹 清 美 君

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
富岡分室支所長

井 原 和 彦 君

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
富岡分室首席
除染・輸送官
推 進

赤 羽 郁 男 君

付議事件

1. 除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について（環境省）
2. 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について（総務課）
3. 富岡町地域交流館の設置及び管理に関する条例について（福祉課）
4. 合同会社富岡杉内ソーラーに係る匿名出資持分の権利取得について（産業振興課）
5. 富岡駅前保留地の購入並びに活用案について（企画課）
6. 富岡町健康増進施設整備に係る検討状況について（健康づくり課）

報告事項

1. 町立小中学校の統合に係る学校名について（教育総務課）

開 会 (午前11時26分)

○議長（高橋 実君） ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、環境省福島地方環境事務所、庄子次長をはじめ各担当の皆さん並びに町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には引き続き全員協議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本日の全員協議会の案件は、環境省から除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分場の状況についての説明を受けるとともに、町からは12月定例会への提出を予定しております条例の新規制定案件の説明といたしまして、富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、富岡町地域交流館の設置及び管理に関する条例についての2件、町内における太陽光発電事業に関する説明といたしまして、合同会社富岡杉内ソーラーに係る匿名出資持分の権利取得についての1件、富岡駅前にぎわいづくりに向けた富岡駅前保留地の購入並びに活用案についての1件、富岡町健康増進センター再構築に関する説明といたしまして、富岡町健康増進施設整備に係る検討状況についての1件、報告事項といたしまして町立小中学校の統合に係る学校名についての1件であります。それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、環境省を代表して、庄子福島地方環境事務所次長よりご挨拶をいただきたいと思います。

庄子次長、お願いします。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 福島地方環境事務所次長の庄子でございます。

まず初めに、富岡町議会議員の皆様、それから富岡町執行部の皆様におかれましては、去る11月4日に中間貯蔵施設のご視察をいただきまして、誠にありがとうございます。この場をお借りいたしまして、感謝申し上げます。

さて、本日は除染解体工事の進捗状況、中間貯蔵施設への輸送の状況、さらに特定廃棄物埋立処分事業の進捗状況についてご報告をさせていただきます。除染解体につきましては、令和5年春の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けまして、引き続き除染、建物の解体にしっかりと取り組んでまいります。また、中間貯蔵施設の輸送につきましては、昨年度の同程度の40万m³の輸送をすることとしております。何よりも安全第一を最優先として、輸送に取り組んでまいりたいと考えてございます。

なお、新型コロナウイルス感染症につきまして、これまで環境省発注事業の中で計16名の感染者が

確認されているところでございます。全国的な感染拡大傾向続いてございますが、職員の対策はもちろんのこと、受注者に対しても引き続き感染拡大の防止の徹底を要請してまいる所存でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についての説明をお願いします。

須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 福島地方環境事務所、環境再生課長の須賀と申します。本日は初めての全員協議会に出席ということで、よろしくお願い申し上げます。

資料は着座にて説明させていただきます。資料を御覧ください。1ページめくっていただきまして、1ページ目でございます。まず、除染状況についてでございます。特定復興再生拠点区域除染工事につきまして、11月末時点についてご報告させていただきます。宅地の進捗状況につきましては、後ほど解体について説明いたしますけれども、除染に先行して解体を実施中でございます。農地の進捗状況につきましては80%、森林の進捗状況につきましては78%、道路の進捗状況につきましては94%でございます。このパーセントを面積にしますと、下に参考でつけさせていただきましたとおりの面積となっております。この数字の残りにつきましては、未同意画地であるとか、解体検討中の建物がある画地等でございますので、引き続き残りの除染を進めてまいりたいと考えております。また、これらの数字はいずれも速報値のため、今後の精査によって変わり得るものということでご留意いただければと思います。

ページをめくっていただければと思います。2ページ目、解体状況についてでございます。こちらも11月末時点の情報、数字でございますけれども、避難指示解除済み区域につきまして、解体申請数2,883件、そのうち解体が完了しておりますのは2,869件となっております。これらにつきまして、今年度中に全て解体を終了する予定でございます。このうち大型特殊建物6件のうち2件、富岡第一小学校、それから合宿センターにつきましては解体が完了しております。残り4件、富岡第二中学校、給食センター、夜の森幼稚園、それから富岡第二小学校につきましては、現在附属施設の解体やくい抜き等の作業を行っておりますけれども、12月中には解体は完了予定でございます。跡地利用に影響がないように、解体作業を進めてまいりたいと考えております。

その次でございますけれども、特定復興再生拠点の区域内の解体でございます。夜の森先行地区につきまして、申請数247件、解体完了が209件となっております。A地区申請数383件、完了が239件、B、C地区は申請数が118件、解体が完了が64件となっております。

次ページ、3ページに参ります。除染、解体のスケジュールでございますが、平成29年度から先行

エリアを進めております。29年度、30年度、先行エリアを実施いたしました。30年度から令和元年度につきましてはA地区、それから令和元年度から現在、令和2年度につきまして、B、C地区について除染を進めているところでございます。今後につきましては、外縁、それから未汚染箇所、残っている部分につきまして、令和3年度から工事を進めていく予定でございます。

それから、事後モニタリング、フォローアップにつきましては、令和2年度は先行エリアを実施する予定でございまして、令和3年度は全域を実施予定となっております。仮にホットスポット等が見つかった場合につきましては、除染方法を検討の上、フォローアップ除染を実施する予定となっております。解体につきましては、除染に合わせて解体を行っている状況でございます。

次、続きまして、4ページ目でございます。外縁の除染、解体について説明をさせていただきます。外縁につきましては、右上の図でございますけれども、拠点区域の線量を下げる目的としまして、拠点区域から20メートル外側について基本的に対象といたしますけれども、農地や宅地につきましては区画の途中で区切るということをせずに、基本的には1区画を対象にすることとなっております。ただ、あまりに画地が大きい場合等につきましては、状況に応じて検討ということでございます。富岡町につきましては、真ん中の大きい図御覧いただければと思いますけれども、面的な拠点区域の外縁、それから拠点計画に位置づけられております先拠点、こういったところの外縁を対象とするということで町からもお話をあります、詳細についてはこれから区画等、どこを対象とするかは調整いたしますけれども、こういった場所が対象となっております。また、この図でございますけれども、斜線の部分が仮置場となっておりまして、仮置場につきましては基本的に造成時に汚染が済んでおります。それ以外の部分について実施していくということになります。これらにつきまして、令和3年度発注工事で着手をして、実施をしていく予定でございまして、避難指示解除に関わるような面的な拠点区域の外縁を優先して、除染を進めていきたいと考えております。

除染、解体につきましては以上となります。

○議長（高橋 実君） 二井課長。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（二井幸徳君） 私からは、本年度の中間貯蔵施設への輸送についてご説明します。着座にてご説明します。

5ページ目をお開きください。中間貯蔵施設への輸送につきましては、安全を第一に、本年度、昨年と同程度の全体では400万の数量について輸送していくということでございます。下に現在の実績が記載されてあります。本年度も11月末で300万を超えております。それから、累計におきましても12月には1,000万m³を超えるというような状況になっているところでございます。

それから、富岡町につきましてですけれども、40万6,000の計画に対して34万6,000ということで、おおむね順調に輸送が進んでいるところでございます。

次のページをおめくりください。6ページ目でございます。これ月々の輸送量を比較しております。昨年度は施設等の整備がまだ進んでいない状況の中で、後半に向けて伸びてきましたけれども、今年

度は輸送JVが工期末を迎えるということもあり、年度初めから順調な輸送ということで、おおむね2月には今年度の目標については輸送できるような状況になっております。3月についても引き続き新たなJVにより移送開始する予定でございます。

次の7ページ目でございます。これにつきましては、現在搬出を行っている仮置場でございます。当初深谷国有林排保管施設についても輸送予定しておりましたけれども、受入れ側の施設の整備状況ちょっとやや遅れておりますので、その分を仮置場に振り替えて增量して、輸送しているところでございます。

それから、右側については現在の輸送車両の通行状況ということでございます。基本的には6号のナンバー13番ゲートから入場し、輸送先の大熊の17番ゲートへと抜けるような状況になっております。満開橋のところから入る予定にしておりました灰については、今年度輸送しないということで、利用しないということになっているところでございます。

最後、8ページ目でございます。これが現在富岡町を通過する輸送車両の通行経路でございます。ここ県道36号につきましては、来週には川内村からの仮置場、これ最終でございます。終わるということで、1月以降はここ県道36号については実際は通らないということになります。

それから、ちょっと訂正なのでございますが、6号の実は檜葉町からの波倉から輸送しておりました輸送につきまして、ちょっと搬出が難航しております、ここ1月まで少しかかるということで、後でまた資料を訂正いたしますけれども、ここをブルで北上するということになりますので、訂正してお知らせいたします。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 嶋田室長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課廃棄物処理施設運用管理室室長（嶋田 章君） 福島地方環境事務所の嶋田と申します。特定廃棄物の埋立処分事業に関して、日頃よりご理解、またご指導賜りまして、御礼申し上げます。状況等についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

ページ番号が9ページになります。特定廃棄物埋立処分事業の最新状況でございます。搬入量ですけれども、11月末時点で15万4,000袋少々の廃棄物を搬入しております。今年度の搬入量でいいますと、大体3万6,000袋の廃棄物を搬入しております。今年度の予定でいいますと、約5万袋の搬入を予定してございまして、このままのペースで進みますと年度内5万袋の搬入というのは達成できそうな状況で、今進めております。

埋立施設全体の推移でございますが、右側の11月下旬の上空写真をおつけしております。埋立地に関しまして、下流側、この写真でいう右側になりますが、下流側の9段目の土堰堤が10月中旬に完成をしております。今年度の土堰堤の構築に関しましては、この9段目で打ち止めになりました、引き続き埋立て作業を進めていくということになります。

10ページに参ります。モニタリングについてでございますが、敷地境界における空間線量率に関して、搬入開始以降も非常に大きく見ますと減少傾向、時々によって少し変動ございますが、おおむね減少傾向にございます。

それから、施設下流域の河川水中の放射能濃度に関しましても、調査の結果、全て検出下限未満という結果でございます。

最後に、ページ番号についてございませんが、リプルンふくしまトピックスでございます。リプルンふくしまは、11月末時点でお客様にご来館いただいております。引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら、地域に根差した活動を行ってまいります。その例といたしまして、富岡町つづじ再生プロジェクトにご協力をさせていただいたりですとか、一般社団法人ふたすけ様のご協力をいただきながら、コットンの栽培をしております。今後イベントなどで活用してまいりたいと考えております。

会議室に関しまして、引き続きお使いいただけます。コロナウイルス感染拡大防止ということで、つい立てなどもご用意してございます。引き続きご利用いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ただいま環境省提示資料の除染、解体工事の状況についての4ページでございますが、こちらで特定復興再生拠点区域内及び外縁の除染、解体の説明がありました。私からも特定復興再生拠点区域に位置づけられなかった地域における除染、解体の進め方に関する町の考え方について説明させていただきたいと思います。

平成29年4月の避難指示の解除の際、旧居住制限区域に隣接する帰還困難区域の除染、いわゆる際除染でございますが、こちらと同様に特定復興再生拠点区域に隣接する場所の除染を実施することで環境省と調整をいたしました。また、県道小良ヶ浜野上線や町道宮の原小良ヶ浜線などは一時立入り者の円滑かつ安全な通行を確保する観点から、必要な措置を講ずることを計画に位置づけておりまして、沿線の除染や解体に着手できることを確認しております。いまだに国におきましては、特定復興再生拠点区域に位置づけられなかった地域における除染、解体等の時間軸を示しておらず、町としても強く要望しておりますが、桜並木を主とする先行除染の実績があることや同意取得や事前立会いなどに時間を要することから、できる取組を活用し、可能なところから除染に着手しつつ、並行して沿線以外の除染に取り組むよう国に求めていくことが最善策と考えています。

なお、除染の範囲につきましては、今後環境省との協議となりますが、今ほどの考え方をご理解をいただきますようお願いいたしますとともに、帰還困難区域の再生に向けた要望についてもお力添えをいただきたいと思います。

私からの説明以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 除染状況の1のところで、早々で申し訳ないのですけれども、宅地の進捗状況のところがちょっとパーセンテージが入っていないで、数字と言葉になっているのですけれども、大枠残りの未同意画地がどのくらいあって、解体検討中の建物がどのくらいあってというのは大枠分かりますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ご質問いただいた場所につきまして、具体的にどれくらいが未同意画地で、どれくらいが解体検討中かといった個々人の中の検討状況については、手元にどういった割合かという数字はございませんけれども、おおむね宅地の除染の進捗状況につきましては、おおむね半分くらいは済んでいるようなところまで進んでおります。ただ、解体につきましては、これは全て解体するということではございませんで、個人によっては除染をしたり、除染をして使ったり、ある方によっては壊したいということで、あくまで申請を受け付けるような状況になっていまして、解体、今の宅地の進捗状況については数字を示していないというような形になっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 特定ができないということで、あれなのでしょうけれども、事前にもう話がついて、解体検討中、解体するのか、しないのかということを抜きにすると、宅地に関してはもうほぼ話合いが始まってというか、進んでいるのでしょうか。持ち主が壊すか、壊さないかを悩んでいるという状態ということは、もう環境省と話はしているということですよね。そういう話がついている部分とついていない部分というのは分かりますか。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ただいまのご質問の点につきまして、除染につきましては、まず対象となるお宅にご連絡をさせていただきまして、調査も実施いたしますし、同意を取得するようにしております。この中で除染の同意につきましては、全体の9割ほど同意をいただいております。ただ、9割同意いただいた上でも解体迷っている方とかおられまして、なかなか実際の工事に入れないのであります。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今までずっと同意の割合が出ていたので、あえて出さなかったので、聞かなかったのですけれども、今同意が90%くらいということなのですけれども、残りの10%の同意がいただけないという理由というか、そういう原因はどこにあるのですか。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） この1ページ目の資料で示しておりますとおり、なかなか迷われている方、もちろん同意をした上で解体迷っておられる方もいらっしゃいますし、同意をするかどうか迷われているということで、解体を検討中で迷われている方などがいると承知をしております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 環境省で補足説明できる方いたらば。

赤羽さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室首席除染・輸送推進官（赤羽郁男君） 富岡分室の赤羽でございます。

まず、未同意の理由なのですけれども、現在昨日も1件同意してきました、現在正確な数字だと対象者、拠点の区域で1,123のうち同意済みが1,016人です。同意率が90.5%です。昨日も郡山にお伺いしまして、同意1件いただきました。そして、同意されない理由としては、主にやはり賠償、あと解体について迷われているということで、その辺りがもうちょっと待ってくれと、はっきりしてから除染の同意はしたいという方がおられます。あと、住所がちょっと分からぬということに関しては、こちらに関しては町の協力も得ながら手紙を現在出しつつあります、それが意向確認ということで、戻り次第こちらでその場所に来てくれといったらお伺いだと、先月は栃木にお伺いして、同意をしてきたという状況です。1軒1軒丁寧に、今後説明しながら同意取得に臨んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかに。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 1点ほど質問します。

解体と中間貯蔵の運搬にも絡んでくると思うのですが、関係しているその作業をしている方、また運転手の方たちのモラルがちょっと最近おかしいのではないか。というのは、今町としてはコロナに対して十分注意をしているのに、1つ言ったらさくらモールを利用していただくことはありがたいのですが、利用する作業員の方たちのマスク着用が最近特にひどい。やっていないという方が多いので、実際的にそういうのを環境省としては見ていらっしゃるのか、またその指導をしているのか。先ほどご挨拶にもコロナ対策をするというのですが、まずそういうところもしていないのですが、今環境省はどう思いますか。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ご指摘の点につきまして、コロナ対策について申し上げますと、各JVでは手洗い、うがいの徹底、検温の実施、マスクの着用と3密の回避などの対策を行っていると認識しております。こちらにつきましては、環境省からも感染の対策として、政府の方針ですとか、福島県の新型コロナウイルス感染拡大防止対策

等も踏まえて、受注者に対しまして改めて幾度もマスクの着用、手洗い等の手指の衛生ですとか距離の確保、3密を避けることなどについて指導するよう求めているところでございます。また、輸送の運転手につきましても同じようにマスク着用、手洗い、手指の消毒等の徹底等お願いしております、至らない点がただありましたらまたご指摘いただければ、個別に対応もいたしますし、改めてJV等に指導を徹底していきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 今一応説明いただきましたが、現実的にさくらモールを利用している町民も実質的に感じていますし、ましてさくらモール等の従業員の方たちも注意するのもなかなか注意できぬ状況があるので、本来そういうことを言う前に環境省がお昼とか、夕方とか、職員が立って、実際的にどういう状況か把握するとか、そういう努力をするのが本来だと思うのですけれども、そういう努力も含めてやっていくということで理解していいですか。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 各工事につきましては、安全等のパトロールを日頃行っておりまして、その中でも気になる点があれば注意をするように、コロナ対策も注意するようにしております、本日いただいたご意見も踏まえまして、その辺を強化できるか検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） パトロール云々よりも、ある程度お昼ならお昼に集まるというところを見越して、そういうところで調査するなり、また確認するということをやるのですかと聞いたのですけれども、そのことはいただいていないのですが。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ご提案につきまして、検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 解体後の敷地の草刈りを東電で一生懸命やっていただいているのですけれども、敷地内に刈った草が置きっぱなしですけれども、それをちょっと東電に問合せましたら、それはもうフレコンバッグに入れなくなって、環境省の指示だということをお聞きしたのですけれども、それについてお伺いします。どうしてそういうふうな対応なのか。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 解体につきま

しては、解体に出てくるごみ等、可燃物のごみを運搬するようにしておりますが、ちょっとご指摘のような状況にあるというのが想定できないので、個別に確認をさせていただいて、何か不備等があれば対応するようにしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長、何かそれに対して分かっていることある。なかつたらなかつたでいいのだ。

〔何事か言う人あり〕

○議長（高橋 実君） ない。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 以前はちゃんとフレコンバッグに入れて、持っていっていただいたのです。なぜこういうことを言うかというと、山積みになったものが周りにうちも何にもなくて、結構私のところのいる地区は風が強いです。全部道路に散乱したり、そうかと思えばここ1か月のうちにすごく吸い殻をそこに捨てていっている方が、私今日で2回目、発見したのですけれども、これでは防火対策というか、これ火事になつたらどうしてくれるのだろうとふと感じたし、怒りも湧きました。こんなことをしていたのでは町で一生懸命きれいにしようと思ったって、環境省がこういう対応するのはどうしてなのかということを、やっぱり改めて私はお聞きします。どうぞ。

○議長（高橋 実君） 答弁できる。

ちょっと休憩します。

休 議 (午前11時56分)

再 開 (午前11時56分)

○議長（高橋 実君） 再開します。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ただいまの議員ご指摘の解除済み区域の草の処分の話につきましては、これもう一般廃棄物の話になりますので、こちらにつきましては環境省の除染で出た草とは無関係のものと判断しております。それは、一般廃棄物の処分につきましては、今現在解除済み区域でやっているごみの袋に入れるであるとか、一般廃棄物なので、直接南部衛生センターに搬入するとかというようなやり方に解除済み区域の部分は変わってきておりますので、そういうような処分の仕方でお願ひできればと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 要するに遠くでいて、東電から草を刈ってもらって、それを処分するのはそこで頼んだ人がやるわけですか。できない場合どうするのですか、遠くで。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 草の処分につきましては、原則頼んだ方、所有する方が実施するのですけれども、もしそれができないということであれば業者に頼むとか、お金がかかるのですけれども、そういう方法で処分をしてもらうというようなやり方をお願いするところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 4ページの外縁除染、これ道路の際除染になろうかと思うのですが、小良ヶ浜地区、深谷地区、拠点整備に入っていない地区の人たちが望んでいた政策が出てきたということで、企画、また各課長には御礼申し上げます。環境省でも町の要望を聞いていただいて、全く手をつけていなかった地区にもこれで初めてメスが入るということで、非常に喜んでおります、私は。墓地の周囲とか重要路線、除染が令和3年度発注工事で実施するということであります、この重要路線の中で赤ポツが左に寄ったり、右に寄ったり、中心にあったりしていますが、多分寄ったほうの側を除染することだと思うのですが、重要路線でありますので、仮置場以外に関しては両側をやっていただければありがたいと思うのですが、その辺は、まずポツの見方から説明して、中身をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 答弁短くお願いします。

須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 質問いただいた場所につきましては、今この図につきましては、もう概念的に点線を描いているだけですので、道路につきましては両幅、おおむね20メートルを拾うような形になります。仮置場や拠点の区域内に関わるところにつきましては別の形で除染をしますので、そこは対象にはなりませんけれども、それ以外につきましては両側20メートルということで、詳細につきましては町と相談していきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。今の答弁で理解しましたので、ぜひできるだけ両側拾っていっていただければありがたいと思いますので、町と協議の上、ぜひよろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかに質問のある方、ちょっと手挙げてください。

では、副議長。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。解除済み区域の農地の件でちょっとお伺いしたいのですが、営農再開のために耕うんというのですか、トラクターで、ロータリーで耕うんしていたら石

が非常に出てくると。震災前、除染前はそういったことがなかったというところで、以前も除染終わった後に除礫というか、されている田んぼがあったと思うのですが、そういったところを対応していただけないかというような相談を持ってこられまして、そういったことも可能かどうかというのをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ご質問の件につきまして、農地の除染につきましては、元の耕土と客土の厚さを超えないように耕起しております、下層地盤にある礫が出ないように配慮しているほか、除染作業の中で石礫を確認した場合には取り除いている状況でございます。また、客土する際に、客土の品質検査を実施して、管理をしております。したがいまして、基本的には石礫がないような形で引き渡しをしているところでございます。そのような状況ですので、基本的に引渡し後の除礫につきましては、営農再開の支援がいろいろとあると伺っておりますので、こういった中で取り組んでいただきたいと考えております。しかしながら、仮に除染による石礫混入が疑われるような場合が個別にありましたら、状況を確認させていただきたいと考えております。農地除染後の営農再開にスムーズに移行していくためにも、関係省庁とも連携していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 副議長。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。個別に対応していただけるということで、やはり公平性というところも、公平性もあると思いますので、こっちはやったけれども、こっちはやらないというような話だとなかなか納得できないところもあると思います。町でもいろいろ営農再開の支援メニューあるというのも知っておりますが、もし環境省でできるメニューがあるのであれば、ぜひ除染の影響でそうなったというふうなご意見だったものですから、そういったところでご確認いただきながら、除礫していただけるものは早急に対応していただきたいと思いますし、何か個人でもロータリー壊れてしまったというような話もあるので、営農意欲が下がってしまうのも非常に心配しておりますので、関係省庁の方とご相談いただけるということで、ぜひきちんと話を聞いていただきて、対応できるところは対応していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 今お話をありましたとおり、個別にちょっとお話をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） それでは、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についてを終わります。

ここで環境省職員の皆さん、ご退席願います。願った後に1時まで休議します。

休議 (午後 零時05分)

再開 (午後 零時55分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件2、富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についての説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お疲れさまです。それでは、選挙公営に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。説明は座ってということでご了解ください。

本年6月に公職選挙法の一部を改正する法律が成立いたしまして、町の選挙における候補者の費用負担の軽減、それから候補者間の選挙運動の均等な機会の提供を図るという観点、もって立候補環境の改善につなげるというところが必要と認識しまして、本町においても富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定いたしたく、定例議会に新規条例の制定案件として議案を提出することいたしておりますので、その内容をご説明申し上げたいと思います。

詳細説明につきましては、阿部総務係長よりさせますので、よろしくご確認をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 阿部係長。

○総務課総務係長（阿部祥久君） 総務係長の阿部です。よろしくお願ひいたします。それでは、富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてご説明申し上げます。

全員協議会資料2-1を御覧ください。まず初めに、公職選挙法の一部を改正する法律の概要をご説明いたします。1、改正の趣旨を御覧ください。今回制定をする条例の基礎となります選挙運動の公費負担制度につきましては、これまで市町村の選挙では市長選挙、市議会議員選挙において、選挙運動に係る一部公費負担制度が確立しておりましたが、町村の選挙における選挙運動には公費負担の制度がなく、立候補の妨げとなるなど、なり手不足が全国的な課題でありました。これらの現状を踏まえまして、町村の選挙における候補者の費用負担の軽減や候補者によって、選挙カーを出せないなどの状況が発生しないよう選挙運動の均等な機会を提供すること、それから文書図画による選挙運動規制を緩和することなど、町村の選挙の立候補環境を改善するための国会議員提案による公職選挙法の一部改正、これが本年6月に行われました。公職選挙法の一部改正によりまして、町村長選挙においては市の選挙と同様の制度となり、既に認められている選挙運動手段である選挙運動用自動車の使

用、選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラの作成について公費負担ができるということになりました。また、町村議会議員選挙においては3点、1つ目はこれまで制度上できなかった選挙運動用ビラの頒布が解禁されたこと、2つ目は町村長選挙同様、公費負担が可能となること、3つ目は公費負担の範囲が拡大されたことによる立候補の乱立を防止する観点から、供託金制度が導入されることとなりました。

おめくりいただき、裏面になります。公職選挙法の改正概要を御覧ください。今回の改正法は、令和2年12月12日から施行され、施行日以降に告示される町村の選挙に適用されますが、先ほどご説明いたしました公費負担の範囲の拡大、それから町村議会議員選挙におけるビラ頒布、こちらが1,600枚まで可能となること、町村議会選挙における供託金15万円が導入されることのうち、(1)の公費負担の範囲拡大に伴う選挙運動用自動車の使用、ビラ、ポスターの作成の公費負担は条例で定めることによるとされております。当町においても公費負担制度を確立することで、改正法の趣旨である立候補環境の改善、なり手不足の解消につながるものと判断し、公費負担に関する必要な規定を整備すべく新規条例を制定しようとするものであります。

次に、全員協議会資料2-2、富岡町議会議員及び富岡町長選挙の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(案)を御覧ください。12月定例議会に提出させていただく条例案になっております。本条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の概要で申し上げました内容に基づき、富岡町議会議員選挙及び富岡町長選挙における選挙運動用自動車の使用、ビラ、ポスターの作成の公費負担について、全12条立てで定めるものであります。

まず、第1条において、富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における公職選挙法の各規定による選挙運動用自動車の使用、ビラ、ポスター作成の公費負担に関する本条例の趣旨を定め、第2条から第5条までは選挙運動用自動車の使用に関する規定となり、第2条では候補者1人当たりの選挙運動期間における選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額の範囲と供託物が没収とならない場合に限り適用するという規定を、第3条では公費負担の適用となる選挙運動用自動車の使用に係る一般乗用旅客自動車運送事業者、タクシー事業者、レンタカー業者等との有償契約を締結した場合の町選挙管理委員会への届出規定を、第4条では公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定に基づく選挙運動用自動車の使用に係る契約種別ごとの公費負担の限度額の算定方法と供託物が没収とならない場合における支払い手続を、第5条では選挙運動用自動車の使用に関する契約において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約とそれ以外の運送契約が同一の日に締結されている場合、候補者が指定するいずれかの契約のみ適用となると。この両方を同時に公費負担の対象とすることはできないということをそれぞれ定めております。

第6条から第8条までは選挙運動用ビラの作成に関する規定となり、第6条では選挙運動用ビラ作成の公費負担の限度額の範囲を、第7条では公費負担の適用となる選挙運動用ビラ作成に係るビラ作成事業者との有償契約を締結した場合の町選挙管理委員会への届出規定を、第8条では公職選挙法施

行令第109条の8の規定による選挙運動用ビラ作成に係る公費負担の限度額の算定方法と供託物が没収とならない場合における支払い方法をそれぞれ定めております。

第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターの作成に関する規定となり、第9条では選挙運動用ポスター作成の公費負担の限度額の範囲を、第10条では公費負担の適用となる選挙運動用ポスター作成に係るポスター作成事業者との有償契約を締結した場合の町選挙管理委員会への届出規定を、第11条では公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定を準用し、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の算定方法と供託物が没収とならない場合における支払い方法をそれぞれ定めております。

第12条は、選挙管理委員会規定の委任規定となっております。

附則におきまして、施行期日を公布の日からとし、適用区分をこの条例の公布日以後に告示される選挙について適用することを定めております。

説明は以上となります。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを終わります。

説明員の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 1時03分)

再 開 (午後 1時03分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件3、富岡町地域交流館の設置及び管理に関する条例についての説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、福祉課から富岡町地域交流館の設置及び管理に関する条例についてご説明いたします。

現在さくらモール脇に今年度中の開館を目指し、建設を進めております富岡町地域交流館につきまして、その位置や運用に必要な事項を定める条例を12月定例会に提出させていただきますので、本日はその内容についてご説明させていただきます。

説明につきましては福祉課長補佐が申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 課長補佐。

○福祉課課長補佐（松本真樹君） 課長補佐の松本です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

では、全員協議会資料3を御覧ください。富岡町地域交流館の設置及び管理に関する条例についてでございます。本条例は、16立てとなっております。

第1条におきましては、地域交流館の設置目的を規定しており、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、子育て世代の支援と子育て環境の充実を図るためとしております。

第2条において、地域交流館の位置について規定し、位置については富岡町大字小浜字中央384番地の3としております。

第3条におきまして、交流館の構成を規定しており、交流館の構成は子供たちが遊具を使うなどして体を使って遊ぶ屋内遊び場と保護者や小さな子供たちが交流できる交流テラスとしております。

第4条において、交流館で行われる業務を規定しており、第1号、屋内における子供の遊び場の提供に関する事項、第2号、子育てに関する情報の収集及び提供に関する事項、第3号、前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関する事項とする3号立てで規定しております。

第5条におきましては、交流館の開館時間について規定しており、開館時間につきましては日中の時間を基本とし、午前10時から午後6時までとしております。また、開館時間を変更することができるよう、ただし書として町長が特に必要が認めるとときには臨時に開館時間を変更することができるとしております。

第6条におきまして、交流館の休館日について規定しており、学びの森が月曜日の休館であることなどを考慮し、第1項第1号において休館日を火曜日とし、同項第2号において年末年始についても休館としております。また、遊具や館内の安全点検や緊急時の対応などで臨時に休館日を設けることができるよう、第2項において町長が特に必要があると認めるときには臨時に休館日を設けることができるとしております。

第7条においては、利用者の範囲を規定しており、第1号、中学生以下の者及びその保護者、第2号、子育てに資する活動、研修等を行う個人、または団体、第3号、その他町長が適当と認める者として規定しております。

第8条においては、交流館の利用料について規定しており、福島県内の同様の施設の状況や多くの子供たちに本施設を活用していただくため、無料としております。

第9条において、交流館を利用する際の遵守事項として、第1号の交流館の施設、設備等を毀損し、または汚損しないことから第4号のほかの利用者に危害、または迷惑を及ぼす行為をしないこととするまで一般的な事項を規定し、今後の運用において必要がある遵守事項が発生したときに備え、第5号において町長が指示する事項をと規定しております。

第10条においては、入館の制限について規定しており、施設内の秩序を乱すことやそのおそれがあるもの、施設内の附属設備を損傷、汚損やそのおそれが認められる者について入館を拒否すること、

退去を命ずることができます。

第11条においては、損害賠償について規定しており、利用者が交流館の施設、設備、備品などを損傷、滅失したときには損害を賠償しなければいけないこととしております。また、ただし書において、特別の理由がある場合には減額、または免除できることとしております。

第12条から第15条までは、指定管理による管理について規定しており、第12条においては交流館の管理を指定管理者に行わせることができるとする管理規定を、第13条においては指定管理者が行う業務の範囲を、第14条においては指定管理者が行う管理の基準を、第15条においては指定管理者の指定の手続について規定しております。

最後に、第16条において、条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が規則で定めるとする委任規定を設けております。

附則において、施行日を規則で定める日から施行するとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 7条の利用者の範囲、ここだと中学生以下とか、子育てに資する活動とか、曲田の災害公営住宅のお年寄りなんかから、やはりこのサロンのようなお年寄りが集まってお話しする場がないと。この計画が出たときに、お年寄りが孫を見るような、その子供たちとお年寄りがうまく融合できるようなものだと私も解釈していたものですから、この3番のその他町長が適当と認める者、これでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。お年寄りが子供たちを見ていただくということは非常にいいことでございまして、今議員おっしゃるとおり、基本的にはこの1番、2番に該当する方が中心となりますけれども、3番で地区のお年寄りたちが、ただお話をされているというのはちょっと趣旨に反しますけれども、子供を見ていただいたりということでご利用していただくというのは3番で読み込めると事務局は考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 同じく第7条なのですけれども、以前説明があったときに、子供は保護者同伴でという説明があったのですけれども、この（1）を見ると「及び」でなっているので、例えば中学生とか、小学生の高学年の子供が1人で利用するというのも可能というふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 松本課長補佐。

○福祉課課長補佐（松本真樹君） 条例につきましては、大まかなものをちょっと記載させていただきますが、原則小学生以下の方は保護者同伴という形で考えておりますが、その部分につきましては規則で運用を再度詰めさせていただいて、やっていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） この地域交流館については当初の目的、当初の説明から大きく離れた内容になってしまっているのですが、当初の目的はさくらモールを衰退させないために、買物したい親子で来た場合に子供をここで遊ばせておいて、親はさくらモールでゆっくり買物できる状況をつくりたいということで説明があって、多分合意なされたのだと思うのですけれども、大きく変わってきた理由はどういう理由でこれほど大きく変わったのですか。保護者同伴ということになると買物にも行けないです。その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。こちらの施設、検討委員会等でもんでございますが、子供を預けて親だけがお買物に行くということは、当初はあったのかもしれません、私引き継いでからはそちらの考え方ではなく、まずお買物をしていただいて、その前後に子供と一緒に保護者の方もこちらで遊んでいただくということで整備させていただいておりますが、そういったことでご理解いただければと思ってございます。あくまでも子供だけをこちらに預けて、お買物をされるということではなく、利用促進の意味を込めて、子供が遊びたいからといって一緒に来ていただいて、そのついでにお買物もしていただくということで、使っていただければと考えております。

以上です。

○9番（渡辺三男君） 答弁が合っていない。当初そういう目的で、議長、いいですか。

○議長（高橋 実君） はい。

○9番（渡辺三男君） 当初そういう目的で議会に提出して、議会側はそれで多分同意したと思うのです。その目的が全く違う趣旨になったというのは、課長が替わったから、そういう趣旨になったのですか。最初の約束事はなしですか。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 (午後 1時16分)

再 開 (午後 1時16分)

○議長（高橋 実君） 再開します。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、富岡町地域交流館の設置及び管理に関する条例についてを終わります。

説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午後 1時18分)

再 開 (午後 1時18分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件4、合同会社富岡杉内ソーラーに係る匿名出資持分の権利取得についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、産業振興課より合同会社富岡杉内ソーラーに係る匿名出資持分の権利取得についてご説明いたします。座って説明いたします。

本日ご説明をする内容につきましては、現在町内で太陽光発電事業を行っております合同会社富岡杉内ソーラーに出資をしております一般社団法人グリーンファイナンス推進機構の権利持分につきまして、町が取得するというものであります。今回議案の提出に合わせまして、12月補正予算におきまして、費用経費としまして9,100万円を計上させていただいております。

資料の説明につきましては、商工観光係長の若松より行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 若松係長。

○産業振興課商工観光係長（若松津美君） では、全員協議会資料4に基づきまして、説明いたします。

合同会社富岡杉内ソーラーに係る匿名出資持分の権利取得について、まず1番、今回の出資に至る経緯としまして、合同会社杉内ソーラーは平成30年3月に環境省の地域低炭素投資ファンドを運用するグリーンファイナンス推進機構や芙蓉総合リースの出資を受け、事業を開始いたしました。機構は、全国の脱炭素を推進する事業者に基金を運用し、事業開始から軌道に乗るまでのおよそ3年間を出資という形で支援しております。令和3年3月で3年を経過することから、機構より出資持分譲渡について、覚書に基づき、立地している町に相談がありました。この覚書は、強制ではなく、3年以内に検討し、本譲渡に向け、努力するという内容となっております。

2番目に、スキームとしましては下記のとおりとなっており、町は匿名組合員として出資することで分配金を得ることとなります。

3番、匿名出資契約。匿名組合員になると説明いたしましたが、匿名出資契約とは自分が出資した範囲内でしか責任負わないので、追加出資の義務はありません。ただ、元本割れをする可能性はあります、撤去や修繕等の責任やリスクは負いません。

右側に移りまして、今回の譲渡内容は機構の出資持分を9,100万円で譲渡したいという話がありました。また、町が取得しない場合は譲受け者は別に選定するということです。取得した場合につきましては、毎年売電益から分配金を令和3年から令和21年で約2億4,000万円を受領することになっております。

5番目に、権利取得に関わるリスクといたしまして、大規模災害等による発電設備に被害を受けた場合は出資者へ分配金が支払われない可能性があり、また匿名出資者は分配金の支払いの優先順位が最後となります。ただし、富岡杉内ソーラーは、災害等に備え、保険に加入しております。リスクは低いものと判断しております。加入している保険につきましては、下記のとおりとなっております。発電設備自体の損害に対して補填する企業総合保障保険や売電量を補填する保険、企業費用損益総合保険に加入しております。

6番目に、今後のスケジュールにつきましては、今回の説明が終わりました後、12月議会に提出いたします。令和3年2月の契約を予定しております。

最後に、一番下ですが、参考としまして富岡杉内ソーラー発電の寄附金及び分配金のシミュレーションを記載しております。発電事業者と農地を活用した太陽光発電事業基金協定書を結んでおり、富岡杉内ソーラーとも稼働した平成30年3月より毎年1,000万円を20年間寄附することとなっております。今回の出資分配金は、さらに追加収入といたしまして富岡町再生可能エネルギー寄附金等による復興まちづくり基金条例に基づき、農業振興及び環境保全をはじめとする復興まちづくり事業に充てる財源として基金に積み立てます。

説明は以上です。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番。

○7番（安藤正純君） 5番の権利取得に係るリスク、ここで災害等に加入している保険というところなのだけれども、火災とか落雷、水災等は100%、その下の利益を保障する保険、これも100%。やはり心配なのは地震なのです。地震って結構波打ってしまうし、地震の原因の場合は5%しか出ないということになってしまって、最終的に2億4,000万円になるものを9,100万円で買い取ると、これは別に有効なことだなと思うのですけれども、例えば地震5%しか入っていないものを町は独自でカバーできるかどうか、あと今やっている杉内ソーラーの人たちに、利益でこの地震保険もう少し何とかならないかとか、そういう話はできるのか、できないのか、その辺を教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 今の地震保険につきましては、特約で5%ということで加入をしております。現在この加入率を上げるということについては、町の権利といいますか、そちらでは言えないというようなことでございます。このリスクにつきましては、確かに地震が発生した際に設備が壊れて、売電できないというような状況については想定をしております。ただ、全国的な大規

模地震においても、地震においてソーラー施設の大規模の災害というのは発生していないということは確認しておりますので、そこにおいてそれ以外の被害については100%で1年間売電が保障されるという内容から、町としてはリスクが低いものとして今回提案をさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今と同じ質問になってしまいますが、やはり地震のみ5%ということは、保険会社でいろいろ調査してデータを出した中で、やっぱりリスクが大き過ぎるから、補償できないという%になっているのだと思うのです。そういうリスクをしょうものを町で出資していいのかどうかという問題になろうと思いますので、その辺は要は町としては言う権利はないという答弁だったと思うのですが、その辺はもう少し私は詰めたほうがいいのかなと思います。やはり商売の保険会社が5%しか補償はできないよということですから、この辺を重きに置いたほうがいいのかなと私は思うのですが、その辺どうですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） すみません。繰り返しの答弁になってしまいますが、やはりリスクについては低いということで町は判断しておりますが、ただこの5%を上げ、10%、15%の保険ということなのですが、現在多分保険のこの種類からいきますと、ここが上限のようなところがあります。そこで、リスクについてはそれぞれ出資をしているところ、融資をしているところ何社もありますが、この中身において十分将来的に事業が継続できるというような判断で出資、融資等をしておりますので、そういうところを考えますとやはり地震に対する補償については低いのですが、リスクというのも現在加入している保険の中身で十分対応は可能であると町では考えております。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） だから、同じ質問になりますが、商売でやっている保険会社が5%しか補償できないよということです。その辺をもう少し重きに置いて検討課題とするべきではないかなと私は思います。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 確かに地震のときに5%ということで、補償されないということであります、こちらについては町でも今回この取得をするに当たって、内部で大分検討させていただきました。こちら5%ということですが、大変申し訳ありません。繰り返しになりますが、今回の保険の加入の内容によりまして、町としては十分リスクは低いというような判断をさせていただきまして、今回の取得ということをご提案申し上げているところでございます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件4、合同会社富岡杉内ソーラーに係る匿名出資持分の権利取得についてを終わります。

説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午後 1時29分)

再 開 (午後 1時29分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件5、富岡駅前保留地の購入並びに活用案についての説明を企画課長より求めます。
企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、富岡駅前保留地の購入並びに活用について、着座にて説明させていただきます。

9月8日開催の全員協議会では、富岡駅前にぎわいづくりに係る経過報告といたしまして、施設機能とその配置イメージ、保留地の貸与の認定を中間報告させていただきました。その際、各議員より複合交流施設の規模感や建設やランコストの経費削減の努力、商業区画における民間事業の活用などのご指導をいたしましたところでございます。新型コロナウイルスの依然猛威が衰えず、経済の冷え込みが続いている、駅前の進出に厳しい状況下ではありますが、この状況下の中でも民間事業者が駅前で活躍し、共にぎわいを形づくる可能性とその仕組みや土地に関する財源確保に向け、継続的に取り組んでまいりました。本日はようやく県との財源調整が調いましたので、一部検討中ではございますが、駅前の保留地の購入に関することとその後の活用案について説明させていただきたいと思います。

説明は栗林主幹に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 主幹。

○企画課主幹兼課長補佐（栗林政和君） 企画課主幹の栗林です。よろしくお願ひいたします。

それでは、全員協議会資料ナンバー5、富岡駅前保留地の購入並びに活用案についてを御覧ください。初めに、保留地の購入についてです。資料中央の富岡駅前保留地の位置図を御覧ください。今回購入する保留地は、赤と青で着色している部分で計3か所、合計面積が約5,600平方メートルとなります。保留地価格について、1平方メートル当たりの単価は1万9,100円から2万3,100円となり、購入価格の総額は約1億1,700万円となります。

なお、1平方メートル当たりの単価につきましては、平成28年3月に曲田土地区画整理評価委員会より答申された鑑定単価となっております。

充当財源につきましては、商業区画が将来的に売却を見据えていることから、町単独費を充て、複合交流施設区画及び駐車場兼イベントスペース区画は県との調整が調い、県補助金である避難地域復興拠点推進交付金を充当いたします。

次に、保留地の活用案についてでございます。赤色の部分には商業区画、青色の部分で43—2街区には複合交流施設、駅前広場に隣接いたします42—3街区には駐車場兼イベントスペースを整備いたします。

左側1、商業区画部分を御覧ください。商業区画は、大きさが異なる全8区画から成り、合計面積は約1,200平方メートル、合計金額が約2,700万円となります。商業区画は、商業者の安定経営と駅前への定着化促進を図るため、低賃料で10年間賃貸を行い、10年経過した後に売却、または賃貸継続化の協議を行います。

なお、売却の場合、土地代総額より賃料の支払い済み額を控除し、残額で売却するものといたします。また、賃料は行政財産使用料条例等に準じて算定いたしました1区画当たり年間約7.3から10.7万円で検討をしております。

次に、貸出し条件は、主に次の4点を検討しております。1つ目、駅前にぎわい創出を目的として活動する駅前にぎわいづくり団体へ参画すること、2つ目、実施業種を飲食、コンビニなどの商業や生活関連サービスなど、町が指定した範囲とすること、3つ目、建築物の1階部分は町が指定した範囲の業種とすること、4つ目、賃貸借契約後1年以内に営業を開始すること。

最後に、募集開始時期につきましては、令和3年度台を目標とし、今後さらに貸出し条件等を精査してまいります。

次に、右側、2、複合交流施設区画及び駐車場兼イベントスペース部分を御覧ください。2区画の合計面積は約4,400平方メートル、合計金額は約9,000万円となります。複合交流施設は、国際教育研究拠点の中核をなす研究開発法人や連携する企業、大学等の求めに応じた施設機能も加えるなど、国際教育研究拠点誘致に当たっての好材料の一つとして準備をすること、またそれに併せ、将来の町財政運営を考慮しつつ、備える機能を精査していくことといたします。

駐車場兼イベントスペースは、祭りやイベントにも活用できる駐車場を整備いたします。

最後に、整備着手時期は、国際教育研究拠点立地場所決定後の令和3年度以降を予定しております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。財源関係ではございますが、次の健康増進施設についても言えることではあるのですけれども、前も申し上げました経常収支比率が99.6%ということで、経常的に入る収入と経常的に支出される部分がほとんど同じだというところで、今回、来年度にはアーカイブ施設や地域交流館なども開館してしまうと、このままでは赤字体质になるのが目に見えてい

るという状況の中で、今回土地購入につきましては、交流施設区画とイベント等については県補助が入るということなのですけれども、建物をもし建てる場合の財源というのは何か決定されたのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 主幹。

○企画課主幹兼課長補佐（栗林政和君） ご質問ありがとうございます。複合交流施設の建設費用につきましては、今まさに規模感等も含めて検討しているところであります、併せて備える機能によりまして、使える財源というものが変わってまいりますので、引き続きしっかりと財源確保のために検討をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。財源確保がこれから難しくなっていく中で、こういった建物を建ててしまうと基本的には言われているのは建築費に対して5倍から6倍の管理費等、解体までにかかってしまうということもございまして、ランニングコストがかかるもの、ずっとかかってしまうものに関して財源をしっかりと確保できないと町運営がなされないのかなと。将来厳しくなっていくということが想定されますので、できればこういった大きな建物を建てる場合には検討委員会等に財政関係の係を入れていただきたり、交付金関係の企画であったり入っていただくような形にしていただいて、将来の財政状況等を見通した形で検討していただければなと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご指導誠にありがとうございます。当然のことながら、財源確保については、この土地関係についても県ともしっかりと検討した結果、こういう形のいい結果がつながったと思っています。今後建物関係が、後ほど説明等がありますが、まだ建設する計画等々もございますので、しっかりと検討させていただき、むしろこの複合交流施設というのは後発になるかと思っています。また、まだ土台に上がってない規模感等々も不明でございますし、こちらについてはしっかりとランニングコストも含めて、負の遺産みたいな形にはならないように、しっかりと財政状況を伝えながら検討してまいりたいと思います。ご指導ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 商業区画の中でちょっとお聞きしたいのですが、まず商業区画の中にお貸しをして、また10年間云々と書いてあるのですが、基本的にはこれから細則とか決めると思うのですが、ある程度契約するときに、10年間とここには出ているのですが、基本的な年数というのを10年を基準としていくのでしょうか。それとともに、あと途中でどうしても出るよとなつた場合、その残金、これにははっきり言えばかからないような形書いてありますけれども、実際それでいいのかというのと、もちろん細則で決めると思うのですが、あと最後に建物活用で指定業種、2階は検討中と出でてい

るのですが、指定業種的には広い意味でこれから検討されるのか、この3点教えていただけますか。

○議長（高橋 実君） 主幹。

○企画課主幹兼課長補佐（栗林政和君） ご質問ありがとうございます。

まず、商業区域の10年という設定につきましては、基本的に考え方としましては、駅前にぎわいづくり検討委員からも中長期的にわたりまして立地していただき、共に駅前にぎわいづくりに関わってほしい旨の要望を受けておること、また各種補助金を活用した際、一般的な財産処分の考え方として10年というものがあること、また新型コロナウイルスが猛威を振るう中で、中長期的な支援策として家賃の支援が求められていることの3点から、現在10年というものを設定してございます。ただ、年数の決め方につきましては町が決定することになりますので、議員各位の意見も再度検討委員会に伝え、協議を進めてまいりたいと考えてございます。

また、ご質問のありました2点目、10年の途中で例えば出る場合につきましては、あくまでも10年間は賃貸契約という形でございますので、そこまで賃料をお支払いいただき、その残りの残額をお支払いいただくとか、そういう考え方ではございません。

3点目、指定業種の部分ですが、現在町で不足する関連サービスとか、商業とか多々ございますので、その業種範囲については幅広で、今現在検討を進めてございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 分かりました。

ただ、もう一点だけ、その中で、3点の中の1点だけ、はっきり言えば途中やめて移るという場合、富岡なんかの場合は事務所が結構いろいろ復興で使われて、いきなりいなくなったり、また途中契約解除したりというのが結構まれに見るので、そういうようなところではここは困るので、くれぐれもこれから細則されると思うのですが、十分注意しながら検討委員会ともんでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 主幹。

○企画課主幹兼課長補佐（栗林政和君） ご質問ありがとうございます。資料にも記載してございますが、10年間の途中でやむなく営業を断念する場合には、まず建物所有者が断念するといった場合には、その所有者の責において移譲先でありますとか解体等を実施していただくということ、またテナント方式というような形で建物所有者と営業者が異なる場合につきましても、建物所有者と営業者の責において、しっかりと後釜といいますか、そちらを探していただく、または解体をしていただくというところをしっかりと条件として考えていきたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 保留地の購入ということで、駅前施設に商業施設を整備するということで、非常に張りつけやすくなつたと、10年間賃貸契約で、10年以降買取り希望する方は買取りもオーケー

ですよということで、すごく商売したい人は張りつきやすくなつたのかなと思います。

それで、この建物、1区画から8区画までですか。建物の造りなんていうのはある程度限定はするのですか。駅前ですので、やはりあまりちょっと見ても見づらいような建物を造られたのでは非常に背景的に悪くなると思いますので、その辺はどんな形態になつてあるかをお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 主幹。

○企画課主幹兼課長補佐（栗林政和君） ご質問ありがとうございます。議員ご指摘のとおり、駅前はまさに町の顔でございますので、あまりど派手といいますか、あとそういったものは町としましてもある程度の意匠の条件の統一というものは必要と考えてございますが、一方で事業者も独自の店構えがあつたり、決まり切つた型や色合い等というところもありますので、そこはしっかりと事業者と相談もしながら、町の顔としてふさわしい駅前づくりを検討していきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今の答弁で納得いたします。ぜひ富岡町の顔になる部分ですので、複合交流施設なんかも町で造るわけですから、ぜひその辺配慮して建築に携わってもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件5、富岡駅前保留地の購入並びに活用案についてを終わります。

説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午後 1時45分)

再 開 (午後 1時45分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件6、富岡町健康増進施設整備に係る検討状況についての説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） 議員の皆様、お疲れさまでございます。それでは、富岡町健康増進施設整備に係る検討状況につきまして、右肩資料ナンバー6によってご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、資料の訂正をお願いいたします。検討事項3及び大きな3番、「使用料収入」と記載がありますが、こちらを「利用料収入」に訂正いただきたいと思います。十分な確認をせずに資料をお出ししてしまいました、申し訳ありませんでした。おわびいたします。

では、ご説明に入ります。健康増進施設を整備するに当たりましては、現段階で主に4点検討事項

として捉えているところであります。1つ目は施設整備の目標時期、2つ目に施設整備目的、機能、3つ目に維持管理費、利用料収入、4つ目に指定管理の期間となっております。

健康増進施設整備につきましては、これまでご説明してまいりましたとおり検討委員会において基本計画の案を検討してまいりましたところであり、11月4日の全員協議会において検討委員会としての基本計画案をお示ししたところであります。当初は11月17日の第6回検討委員会におきまして、検討委員会としての基本計画案を取りまとめる予定でしたが、委員より様々ご意見が出されたことから、再度事務局にて内容を整理の上、第7回検討委員会を開催し、検討委員会としての基本計画案がまとまりましたところであります。その際、検討委員会として、施設整備及び管理運営に当たっては内容をしっかりと精査し、費用負担の低減を図ることという趣旨の意見書が付されたところであります。発注に当たりましては、D B O方式によるプロポーザル提案を想定しており、現時点で施設に係る具体的な経費の見込ができにくい状況ではありますが、その一方で検討委員会から意見を付されたことのみならず、これまで全員協議会等におきましても施設整備に当たっては、町費用負担の低減に努めることと答弁してまいりましたところであります。このような中、現状において施設整備に係る検討内容が町民の皆様にご説明できるレベルに達していないと判断をしたところから、資料1の記載のとおり健康増進施設の開業時期を特定復興再生拠点区域の避難指示解除の目標である令和5年4月から半年程度延期し、その間施設整備の詳細や収支の想定など、しっかりと検討を行うこととするものであります。

続きまして、2、施設の整備目的、機能でございますが、事業費上限額の設定につきまして、基本計画案に基づいて複数の建設事業者から概算見積りを徴取し、その内容を検証し、精査するとともに、検討委員会による検討結果と二次復興計画後期やアクションプランなど、上位計画とのすり合わせを行い、整備目的や必要機能について改めて精査してまいります。

なお、前回の全員協議会におきまして、施設規模の見直しの中で例えば運動機能をなくしてはどうかというようなご提案をいただいたところであります。この点につきまして検証したところでありますが、運動機能をなくした場合建設費において約3億円、維持管理費では単純な面積割として年間600万円程度の低減が見込める状況ではありました。健康づくり課といたしましては、前回も申し上げましたとおり健康増進施設から運動機能をなくすということは想定しておりませんが、これを一例といたしまして、必要な機能の検討について十分検証してまいりたいと考えております。

次に、3、維持管理費、利用料収入につきましては、D B O方式による発注により早期に管理運営事業者を確保することとしておりますが、この事業者を指定管理者として施設運営に係る経費から利用料などを差し引いた額を指定管理委託料として支出することを想定しております。旧リフレとみおかにおいては、利用料収入を全て町の収入とし、別途指定管理料を支出する方式であり、受託者の営業努力が収入に反映しないというふうな仕組みになっておりました。新たに整備を進める健康増進施設につきましては、民間事業者の集客ノウハウを取り入れることにより収益性を高め、利用者の増に

による収益拡大が事業者の利益となる仕組みを検討し、併せて町財政負担の軽減と事業者の運営安定化を図ってまいります。

また、4、指定管理の期間につきましては、D B O発注により設計、建設の段階から管理運営事業者の意見を反映し、整備を進めることによって、中長期的な視点での事業計画等に民間ノウハウや知見の発揮が期待できることから、10年から15年程度の長期の指定管理期間を検討してまいるところであります。

裏面にまいりまして、ただいまご説明いたしました内容のうち費用面につきまして、現時点で考え得る方向性として改めてご説明する内容となっております。まず、建設整備費用の削減可能性についてであります。従来の分割発注とした場合、出来上がった施設に対し管理運営事業者を選定することで、既存の施設に合わせた運営をせざるを得ないというところですが、D B O発注とすることによって施工業者の意向を設計に、また管理運営事業者の意向を設計、施工にそれぞれ反映することによって、事業全体を見通した効率化、合理化による無駄、手戻りの少ない最適な計画を期待できると考えております。候補事業者の選定に際しましては、ライフサイクルコストの削減に係る建設費や維持管理費の提案について発注段階においてしっかりと求めるとともに、適切に選定するための評価方法について検討してまいります。

続きまして、維持管理費用の削減可能性でございますが、先ほども申し上げましたとおり旧リフレとみおかのような事業者の収入が指定管理料のみで、なおかつその金額がある程度一定である場合、事業者の努力が収益の増加につながらず、サービス向上努力が働きにくくなるという弊害が起きる可能性があります。また、事業者にとっては施設利用者が増えるほど費用が増大する、利益が減少するというような逆インセンティブにもなりかねません。町の施策や施設の設置目的を念頭に、利用者にとってサービス向上を図ることにより、利用者収入が増加することによって、総体的に町費用負担の軽減が期待できる適切なインセンティブの設定についてしっかりと検討してまいります。具体的には①、サービス向上の動機づけといたしまして、インセンティブだけでなく、事業者の努力がサービス向上につながるよう、利用者が少なければ事業者の収入も減となるなど、町がコントロールできる仕組みをしっかりと検討してまいります。

続きまして、②、運営初期の運営安定化支援でございますが、開業当初においては目標の利用人数に達しないことも想定されます。この場合利用料収入の確保が困難となり、事業者が事業を継続することについて後ろ向きになる懸念があるということも考えられることから、開業初期の指定管理料を手厚くするなど、運営安定化のための支援が必要ではないかと考えているところであります。

また、③、定期的な指定管理料の見直し規定につきましては、②のとおり開業当初は指定管理料を手厚くした場合であっても、維持管理経費の実態や利用者数の動向などをしっかりと検証し、それを踏まえて指定管理料を定期的に見直すことを考えております。

ただいま申し上げました内容を要約したものが資料一番下の検討内容となります、冒頭申し上げ

ましたとおり、今回開業の時期を目標時期を半年程度延期することによりまして、費用面はもちろんのこと、施設の在り方やそのほか必要なこと様々につきましてもしっかりと検証、検討してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。すみません。先ほどと関連してしまうのですけれども、先ほどの駅前にぎわいづくりにも関連してしまうのですけれども、こちらのライフサイクルコストの費用につきまして、様々検討して、費用を抑えるというような形で検討されるということなのですけれども、そもそも温泉施設であればライフサイクルコストが普通の教育施設だったり、そういうしたものよりもそもそもが高いと思われることから、緻密にライフサイクルコストを計算していただいて、財源についても、現在のところ財源がないということですので、そういったところも踏まえて検討していただければと思います。また、開業初期時の運営安定化支援策を検討するということで、さらにまた財源がかかるというようなことも想定されますが、その辺りは深くまで検討されているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご質問ありがとうございます。議員のご指摘のとおり、財源については前回もご説明をしましたとおり、今後しっかりと使える財源を探していくということ、まず基本に考えております。また、ライフサイクルコストの低減という部分でございますが、単純な経営計算でいきますと、かかる費用の分を全て利用料で賄おうとすれば、当然ながら町の手出しがはなくなるということですが、そうすると利用料が高くなるということが考えられると。そうすると、利用者が増えなくなるというふうな悪循環も考えられます。そういったところも踏まえまして、町の手出しが出てしまう部分についてはある意味やむを得ないのでないかなという部分もございます、考え方の一つとして。そういうことも踏まえまして、繰り返しになりますが、町の負担が減るような形、財源の確保と、それから利用者の増加、これをしっかりと検討し、また事業者が決定した場合には事業者ともしっかりと検討、協議を重ねながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、2点目の開業初期の指定管理料の手厚い部分でございますが、こちらにつきましては具体はどうかというふうなご質問でございましたが、現段階でどの程度までを支払うかという部分についてはまだ検討の途中でございます。利用料収入を初期の段階でどの程度見込むか、それが何年で目標まで達するかと、こういったところにつきましては今後しっかりと検討いたしまして、できるだけ長期的に見て手戻りのないような資金計画といいますか、収支を計画していきますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。できればですが、こちらは私のお願ひなのですけれども、やはりこちらにつきましてもまだ検討が続けられるということで、財政担当であったり、交付金担当であったり、そういった方たちの意見も検討委員会の中で出して、入っていただいて、意見等聞かれてはいかがでしょう。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。今後府内での協議が進んでいくわけがありますが、その中では財政担当、もしくは交付金担当の意見を踏まえながら、併せて議論をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。ちょっと総論的なお話になってしまいますが、前段の富岡駅前保留地の件もそうです。あくまでも富岡町の玄関口だと思っています。

一方、この旧リフレに関しては、やはり夜の森の居住者にとってはある意味貴重なというか、大切な玄関口という認識でおりますが、何か今までの経緯を、お話を聞いていると経費の削減であるとか、低減であるとか、規模感を縮小していって、一体これから先どうなるのかなというちょっと疑心暗鬼というか、そういう状況に陥りかねないので、旧リフレ、健康増進施設の位置づけは、執行部としてはどのように捉えているのか、夜の森地区の発展における位置づけ、その辺をちょっとお聞かせ願いたいのですが。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。私の答弁で言葉足らずのところがありまして、申し訳ありませんでした。規模感につきましては、見直しをするという話はいたしておりますが、削減をすることを前提にということではございませんので、こちらについてご理解をいただきたいと思います。

一方、ご質問にございました位置づけという点でございますが、まずは町の災害復興計画第二次の中で規定された基本理念の中に生きる町の実現というものがございました。具体的にはその目指すべき姿や人が生き、町が生き、未来が生きる富岡町として、町内で生活されている方々に暮らしやすい環境を、また様々の事情によりふるさとでの生活を断念せざるを得ないというふうな記載がございまして、これを基に特定復興再生拠点区域のアクションプランがつくられております。このアクションプランの中で、柱としてにぎわいづくり、それから新たなぎわいづくり、暮らしの再生、健康づくりというふうな3本の柱がございまして、私どもが整備を目指しております健康増進施設につきましては、まさにこの健康づくりの中核になる施設であるとともに、にぎわいづくりと暮らしの再生をそれぞれ補完する施設というふうな位置づけで考えているところであります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 丁寧な説明ありがとうございました。今課長の答弁、ちょっと僕も復唱していましたが、それをちょっと忘れることなく、多少の時間のタイムラグのずれはあったとしても、富岡町民、夜の森地区住民の心の支えになるような施設だと、認識の下に、しっかりといろいろな意味で、経費の削減等も必要でしょうが、周りの地域とのバランスを考えながらじっくり考えて、今後施設の検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。議員のご意見踏まえまして、しっかりと検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 課長の説明を聞いて、やはり私も定住人口が少なく、経営は大変かなと。やっぱり私も2番議員のように、ランニングコストを大変心配しているのですけれども、これ1つ提案なのだけれども、例えばふるさと納税、これの返礼としてこの利用券を配るとか、そうすると例えば桜の時期にリフレに、お湯に入ってこようかとか、あとは何かサイクリングコースとか、マラソンコースとか、つつみ公園も合体させて、そういう計画もあるみたいですから、それでやはり富岡に行って温泉に入ってこようか、では寄附しようかとか、そういうのもちょっと利用してもいいのかなと思うので、そんな考えを採用してもらえばと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） 貴重なご意見をありがとうございます。ふるさと納税関連の部分につきましては、担当課と相談をして、有効な方向で活用していくように検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件6、富岡町健康増進施設整備に係る検討状況についてを終わります。

説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午後 2時03分)

再 開 (午後 2時03分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、報告事項に入ります。

報告事項1、町立小中学校の統合に係る学校名についての説明を教育総務課長より求めますが、教育長から先に話か何かありますか。

○教育長（岩崎秀一君） いえ、総務課長が全て説明いたします。

○議長（高橋 実君） では、教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 教育総務課からは、10月に行いました統合校の校名募集結果及び選定結果についてご報告いたします。説明は着座にて失礼いたします。

初めに、資料に基づき、応募結果についてご説明いたします。資料を御覧ください。表には全応募内容を記載しております。表中、黄色着色につきましては小中別の校名でなされた応募となります。それ以外は小中同じ名前での応募となり、それらを集計したものが最終4ページ目の集計欄に示しております。

集計欄を御覧ください。応募の中で複数あった校名を抽出し、それぞれの票数を記載しております。1票しかなかったものにつきましては、その他にまとめて記載しております。結果、総数は11月の全協時に説明したとおり、小中それぞれ104と102の応募があり、内訳としまして漢字表記の富岡小学校、富岡中学校が過半数を占め、57票、58票となっております。次に多いのは富岡さくらでありますが、ほかにも桜をいずれかの形で入れたものがありまして、その他の中にも桜が入ったものがあり、それらを合計すると32票が桜絡みの応募となっております。大きく分けると2つに大別された結果となりました。

この結果を基に教育委員会、教育総合会議におきまして協議、検討した結果、学校名は漢字表記の富岡小学校、富岡中学校で決定することといたしました。選定理由といたしましては、桜が入った校名は町民の思いも十分理解できますし、音の響きなどもよいものでありましたが、富岡は、応募理由にもありますように町内で唯一の小学校、中学校となるため、シンプルに町そのものを表したもので、卒業生にもなじむものであり、町や学校に誇り、愛着を持ちやすい、厳格さも兼ね備えたものであるなど検討し、決定したものです。

なお、この件に関連しまして、12月定例会の中で学校設置、廃止に係る条例改正案を上程いたしますので、ご審議をお願いしたいと思います。

報告は以上となります。

○議長（高橋 実君） 質問はないでしょう。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして報告事項1、町立小中学校の統合に係る学校名についてを終わります。

執行部からその他ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 議員からはありませんよね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ以上をもちまして、富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

閉会（午後 2時07分）